

## 質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-13-6、25-15-4、25-18-7、25-19-4	特記仕様書_25-13-6施工(4)には「部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。」と記載があり、塗膜剥離剤や養生等に関する記述がありません。 塗膜成分調査を実施し有害物質が確認された際には、塗膜除去の湿潤化、保護具、養生設備の費用は別途監督員と協議させて頂けるという考え方で宜しいでしょうか。ご教示願います。	8月12日付質問に対する回答書において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 三室沢橋は、既設塗装に有害物質が含まれていないため塗膜剥離剤や養生は不要です。
2	特記仕様書 25-15-3 図面(上下線付帶工) _27/101	特記仕様書_25-15-3種別には「下牧P A仮設ヤードで地組及び床版上の壁高欄を構築した~」と記述があります。 記述から読み取れる地組や壁高欄の打設のために、図面(上下線付帶工) _27/101に図示されている様な、地組用支保工や壁高欄施工用足場といった設備が必要になると考えられます。 地組や壁高欄打設のための設備に係る費用は、「プレキャストPC床版架設工_プレキャストPC床版の架設A(昼夜)」に計上するという考え方で宜しいでしょうか。ご教示願います。	8月12日付質問に対する回答書において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 下牧P A仮設ヤードの図面及び割掛対象表、割掛対象表 参考内訳書において誤りがありました。 上記について交付図書の訂正をいたします。